

業 務 連 絡
令 和 4 年 4 月 1 日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 御中
道内整備協同組合

一 般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったバス、ハイヤー、タクシー及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）

【新型コロナウイルス関連】

前略 国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったバス、ハイヤー、タクシー及びレンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを令和4年3月31日まで延長されていたところです。

今般、国土交通省より、「「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」（令和4年1月31日付け、自動車局旅客課長事務連絡）により、臨時休車の復活期限が令和6年3月31日までとされたことに伴い、ハイヤー及びタクシーに係る本取扱いの適用期間を令和6年3月31日までとしたこと、また、バス及びレンタカーについても依然として利用者減少が改善される状況にないことから、本取扱いを令和4年6月30日までとしたことについて、別紙のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、従前までの当該取扱いにおいては、事業用自動車（バス、ハイヤー、タクシー）とレンタカーで同一の期間が延長されておりましたが、今般の再延長につきましては、「ハイヤー及びタクシー」と「バス及びレンタカー」で異なりますのでご注意ください。併せてお願い申し上げます。

草々

（本件に関する問合せ：日整連事業部 矢ノ川、根本、遠藤）

事務連絡
令和4年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
整備班長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったバス、ハイヤー、タクシー及びレンタカーの定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったバス、ハイヤー、タクシー及びレンタカーの定期点検については、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、法定点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、その取扱いを令和4年3月31日まで延長しているところです。

今般、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」（令和4年1月31日付け、自動車局旅客課長事務連絡）により、臨時休車の復活期限が令和6年3月31日までとされたことに伴い、ハイヤー及びタクシーに係る本取扱いの適用期間を、別添により令和6年3月31日までとしましたので、連絡いたします。

また、バス及びレンタカーについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として利用者減少が改善される状況にないことから、別添により本取扱いを令和4年6月30日までとしましたので、併せて連絡いたします。

別添

国自安第173号の2

国自旅第514号の2

国自整第285号の2

令和4年3月8日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長

旅客課長

整備課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車(ハイヤー及びタクシー)の定期点検について(臨時
休車の復活期限延長に伴う適用期間の延長)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年11月22日付け国自安第117号、国自旅第332号、国自整第185号により、その取扱いを令和4年3月31日まで延長しているところである。

今般、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について(令和4年1月31日付け、自動車局旅客課長事務連絡)により、臨時休車の復活期限が令和6年3月31日までとされたことに伴い、ハイヤー及びタクシーに係る令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号による取扱いの適用期間を令和6年3月31日までとしたので了解されたい。

また、休車期間を令和4年3月31日までとして申請(令和3年12月31日から延長しているものを含む)しているハイヤー及びタクシーについては、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和6年3月31日までに、休車期間が12

ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.(2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知していることを申し添える。

別添：一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて通知文

国自安第172号の2
国自旅第513号の2
国自整第284号の2
令和4年3月9日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
整備課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車(バス)の定期点検について(適用期間の再延長)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年11月22日付け国自安第117号、国自旅第332号、国自整第185号により、その取扱いを令和4年3月31日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車(バス)については、本取扱いを令和4年6月30日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和4年3月31日までとして申請(令和3年12月31日から延長しているものを含む)している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和4年6月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.(2)の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとする。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

別添：公益社団法人日本バス協会会長あて通知文

国自旅第507号
国自整第282号
令和4年3月8日

各地方運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年11月11日付け国自旅第313号、国自整第179号により、その取扱いを令和4年3月31日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和4年6月30日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和4年3月31日までとして申請（令和2年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を令和4年6月30日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar.list@mlit.go.jp
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。